

第 1 1 章 公害苦情

第 1 節 公害苦情の現状

公害に関する苦情は、市民の日常生活に密着した問題が多く、また、年々複雑かつ多様化しています。さらに、苦情件数には計上していませんが、近隣住民が原因者である場合の相談事例も数多く見られました。

平成 27 年度に本市に新たに寄せられた公害苦情は 370 件で、種類別では、廃棄物投棄、騒音、大気汚染（野焼き含む）、発生地域別では住居系地域、調整区域でそれぞれ多く発生しました。

公害苦情の種類・発生の地域は、表 2-11-1 に示すとおりです。

表 2-11-1 公害苦情種類・発生地域別

	住居系地域	商業系地域	工業系地域	調整区域	合計
大気汚染(野焼き)	28	0	1	31	60
大気汚染(上記以外)	1	1	0	1	3
水質汚濁	0	0	1	11	12
土壌汚染	0	0	0	0	0
騒音	28	2	0	9	39
振動	2	0	0	1	3
地盤沈下	0	0	0	0	0
悪臭	7	0	0	3	10
廃棄物投棄	145	0	1	97	243
その他	0	0	0	0	0
合計	211	3	3	153	370

※苦情内容が 2 種類以上の場合は、主なもので計上した

住居系地域：第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域

第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域

商業系地域：近隣商業地域、商業地域

工業系地域：準工業地域、工業地域、工業専用地域

調整区域：市街化調整区域

1. 大気汚染・悪臭

大気汚染に関する苦情は、廃棄物の焼却行為（野焼き）に関するものが多数寄せられました。悪臭に関しては、様々な業種の事業場からの臭いが多く見られました。

2. 騒音・振動

騒音及び振動に関する苦情は、羽田空港の新滑走路供用開始に伴い、羽田空港に着陸する航空機の一部が本市上空を低空で通過する際の航空機騒音についての苦情が寄せられました。

また建設工事や資材置場に関係するもの、工場・事業場等から発生するもの、カラオケや拡声器によるものや一般家庭から発生するものも寄せられました。

3. その他

その他の苦情として、廃棄物の投棄に関するもの、河川等公共用水域における油類の浮遊といった水質汚濁に関するものが寄せられました。

第2節 公害苦情の対策

本市では公害苦情が寄せられた場合、現地調査を行い、原因者に対し改善を指導するとともに、必要に応じて関係機関への情報提供及びその処理移送を行っています。

平成27年度においては、廃棄物の不法投棄及び燃焼行為、並びに騒音に起因する公害苦情が多数寄せられました。

廃棄物に関する事項のうち、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、千葉県がその規制及び指導を行うことが規定されていますが、不法投棄や燃焼行為の中には極めて悪質で、かつ、巧妙化している事例もあるので、本市では必要に応じて県と合同の立入調査を行い、迅速な改善指導を行っています。一般家庭での焼却行為については、煙、におい、灰の飛散等により周辺住民への悪影響が懸念されるため、廃棄物対策課では苦情の通報があった場合、行為者に対し自粛を要請しています。

騒音については、航空機騒音に関するものが寄せられ、その大半が羽田空港に着陸する航空機騒音についての苦情でした。航空機騒音の問題は、航空路及び飛行高度の設定が国土交通省において行われており、これらの変更の際には安全性の検証が必要不可欠であり、また本市独自で航空路の変更要望を行うことは、他自治体において同様の問題を生じさせる事態になることから、市単独での解決は困難で、慎重に対処することが求められます。このことから、本市では、羽田空港を離発着する航空機騒音対策については千葉県全体の問題と捉え、県及び本市を含む県内25市町で構成される「羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会」を通じ、国土交通省に対して、飛行高度の上昇や飛行経路の変更など、航空機騒音の低減を求めています。

その他、最近の特徴として、一般住民が原因者となる近隣住民間の苦情も多く寄せられています。その多くは、原因者が隣接住民から直接申出がないことから、問題に気付かず、事態を悪化させる例です。このような事態の解決に行政機関が関与した場合、原因者の多くが態度を硬化させ、処理に多大な時間を要するだけでなく、その後の住民関係が険悪となった例もあります。このような事態を防ぐためにも、苦情申出人及び原因者だけでなく、周辺住民も含めたコミュニケーションが必要不可欠です。なお、本市では、公害紛争を解決する機関として、公害等調整委員会や千葉県公害審査会を紹介しています。また、本市主催の無料法律相談も案内しております。